平成30年第8回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1	日			時									
_	場			<u>·</u> 所	選挙管理委員会室								
3	出	席	委	員	委員長	山本 宏	会行	委員	千葉 通子				
					委員	松戸 甸	汝雄	委員	大野 雄子				
4	出	席	書	記	事務局長	石野 陖	全史	次 長	清水 公嘉	次長補佐	中野 廣正		
					主査	宮本 追	美	主査	宮川 総一郎	主任主事	弘中 昭飛己		
5	議	į		題	報告第27号	千葉市選挙管理委員会選挙執行規程の一部改正について							
					報告第28号	公職選挙法の一部改正について							
					報告第29号	公職選挙法施行令の一部改正について							
					報告第30号	千葉市インターンシップ事業実習生の受入れについて							
					報告第31号	「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告について							
					報告第32号	横浜市選挙管理委員会委員長等の異動について							
6	議	事の	の概	要	(1)前回会議録の審査								
					第 / 凹足物 (2)議題	回定例会の会議録を案のとおり承認した。							
						^{議起} 告第27号 千葉市選挙管理委員会選挙執行規程の一部改正について							
					TKUME/7	/ 号 十泉市選挙官理安員会選挙執行規程の一部改正について (報告第27号について、報告があった。)							
					報告第28号	8号 公職選挙法の一部改正について							
					11. 11. 11. 11.	(報告第28号について、報告があった。) 9号 公職選挙法施行令の一部改正について (報告第29号について、報告があった。) 0号 千葉市インターンシップ事業実習生の受入れについて							
					報告第29号								
					報告第30号								
						(報告第30号について、報告があった。)							
					報告第31号	B告第31号 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告について							
			(報告第31号について、報告があった。) 報告第32号 横浜市選挙管理委員会委員長等の異動について										
				(報告第32号について、報告があった。)									
			(3)その他										
					①選挙に関連する報道等について								
					・沖縄県知事選挙の記事 ②小学校模擬選挙実施校において、委員が出席する実施校を調整し、決定した。 ③次回委員会について								
			次回安貞伝について 次回、第9回定例会は、9月27日(木)午前10時から開会することで決定した。										
	また、第10回定例会を、10月25日(木)午前10時から開会することで決定した。												
	らに、お「O回たではなら、「OコとOロ(ハ/ I fill TOMがら所なりのCC C人たいに。												
7	会	議	経	過	(要約)								
					報告第28号	第28号について							
					千葉委員								
						にくいものとなっている。有権者からみれば、各政党の名簿登載者をみて、							
					投票する方がわかりやすい。」								

事務局 「次の参議院選挙において、しっかり準備して参りたい。」

報告第29号について

千葉委員 「選挙運動用のビラは、全戸配布はできないのか。」

事務局「ポスティングでの配布は、できない。」

千葉委員 「街頭演説会等だけでは、多くの有権者への周知に限界がある。」

事務局 「枚数や配布方法は、法で規定されている新聞折込みや決められた場所となる。」

松戸委員「一部無効となった事例の選挙は、あったのか。」

事務局 「近年の選挙においては、事例はない。」

報告第30号について

松戸委員 「大学生からのインターンシップ参加の申込みは、多いのか。」

事務局 「所管課によると、例年、定員以上の申込みがあると伺っている。」

松戸委員 「そのうちの二人の学生が選挙管理委員会を希望しているということか。」

事務局「そういうことになる。」

大野委員 「大学でも学生に対し、積極的な参加を呼びかけている。」

山本委員長 「選挙管理委員会の受入人数は、事務局で決定しているのか。」

事務局「事務局において、決定している。」

報告第31号について

山本委員長 「洋上投票については、課題がある。」

事務局 「洋上投票は、出航する前に投票用紙を請求しなければならないことから、請求の

手続きを行っていない場合、現行法では出航後、投票できない制度となっている。」

山本委員長 「今後、洋上投票は改善される見込みか。」

事務局 「投票用紙の請求の手続きを行っていない場合でも、出航後でも投票できるよう制度

に改正されることが検討されている。」

山本委員長「この研究会の報告内容は、今後、法や政令改正に関連していくのか。」

事務局「今回の報告内容が国において検討され、法改正が行われていくものと思われる。」